【マレーシア】新型コロナウィルスの影響による一部手続期限の再延長について

2020 年 5 月 13 日
ジェトロ・バンコク事務所

マレーシア知財公社（MyIPO）は、5 月 13 日、これまで発表していた手続期限の延長について、一部の手続期限を再延長する旨を発表した。
これまでは、
・特許、商標及び意匠の優先権主張を伴う紙での出願は 5 月 18 日まで期限が延長。
・その他の期限については 6 月 1 日まで延長
としていたが、今回の発表では、以下のように再延長されている。

・特許、商標及び意匠の優先権主張を伴う紙での出願は 6 月 10 日まで期限が延長。（なお、移動制限解除後の初日に出願することが推奨。）
・その他（※）の期限については 6 月 16 日まで延長。

※以下の手続
・2020 年 3 月 18 日～6 月 15 日に更新日が到来する特許・実用新案の更新手続
・2019 年 12 月 27 日～2020 年 6 月 15 日に存続期間が満了する商標の更新期限
・存続期間が満了する特許権および意匠権の更新期限
・移動制限期間中に満了する不服申立、異議、支払の期限

情報公開日
2020 年 5 月 13 日

URL 等
https://www.facebook.com/ipmalaysia/photos/pcb.10158019329678673/10158019329588673/?type=3&theater

以上

本内容は、日本貿易振興機構が、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。